



2019年3月1日

東北大学

教育・学生支援部 学生支援課 御中

大阪市中央区伏見町4丁目3番9号

公益財団法人 阪和育英会  
理事長 北 修爾



拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

### 2019年度 奨学生ご推薦お願いの件

公益財団法人阪和育英会は、阪和興業株式会社より基金の寄付を得て1957年設立以来、大学・短期大学・高等専門学校、高等学校あわせて1,131名を奨学生として採用し、奨学生各位は卒業後に各界で活躍されています。当育英会といたしましても微力ではありますが、こうした育英事業に尽力できますことは大きな喜びであるとともに、これひとえに貴校をはじめ関係各位の暖かいご指導、ご支援の賜物と深く感謝いたしております。

さて、本年も後記要領のとおり奨学生を募集いたしたく存じますので、ご推薦お願い申し上げます。

当会の奨学金は返還に際しては原則として利息は不要であり、返済期間も貸与期間の3～5倍に自由に設定可能など、学生に出来る限り配慮しておりますので、学生への周知を宜しくお願いいたします。

なお、選考にあたりましては人物本位とし、優秀な資質を有する学生といたしたく存じます。中堅家庭といえども、教育費・学費はかなりの負担となっており、経済的な事情を考慮しつつ、「優秀で将来社会で活躍が期待される学生」をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 推薦基準 (イ)心身健全にて学業成績優秀な者。  
(ロ)将来社会で活躍が期待される者。  
(ハ)1～4年生可。但し、留年者は不可。  
(ニ)家計の年収合計が1,000万円程度までの者。  
(ホ)日本学生支援機構など他の奨学金との併給も可。
2. 貴校よりの推薦人員と対象学部 2名 全学部
3. 本年度採用予定数 大学生(学部生) 20名程度
4. 奨学金(貸与月額) 大学生 50,000円  
(返還に際して利息は不要です)
5. 提出書類 推薦調書/願書(用紙同封)・成績証明書
6. 提出書類締切日 2019年4月24日(水) 当会へ必着
7. 採用決定通知 2019年5月末頃
8. 書類送付先 〒541-8585 大阪市中央区伏見町4丁目3番9号  
公益財団法人 阪和育英会  
封筒の表に『応募書類在中』と朱記して下さい。
9. その他 推薦に関しご質問等がございましたら下記までご連絡下さい。  
電話(06)7525-5339、FAX(06)7525-5305 事務局 新熊 肇/定本未貴  
Email: hanwaikueikai@hanwa.co.jp

追 伸

お手数ですが貸与奨学金を希望されます学生に同封いたしました「推薦調書・願書」と「奨学生募集案内」をお渡し下さいますようお願いいたします。

以 上

# 公益財団法人阪和育英会 奨学生募集案内

大阪市中央区伏見町4丁目3番9号

公益財団法人 阪和育英会  
理事長 北 修 爾



公益財団法人阪和育英会は、1957年4月、阪和興業株式会社より基金の寄付を得て設立された公益法人であります。成績優秀で前途有望な学生でありながら、諸般の事情により修学が困難で学資の援助を希望する者に対して奨学金を貸与し、教育の機会均等を図ると共に、社会の健全な発展に貢献する目的で運営されております。

## 奨学生になるための資格

1. 学校教育法による大学に在学していること。
2. 品行方正、学術優秀、心身健全で向学心に富み、有能なる素質を持ちながら諸般の事情により修学が困難で学資の援助が必要と認められ、学校長又は当会が適当と認める者の推薦を受けた者。（学部長又はゼミナール指導教授等の推薦も可）

## 奨学金の貸与金額及び募集人員（2019年度）

大学生（学部生） 月額 50,000円 20名程度

## 奨学金の貸与期間

1. 学校の正規の修学期間
2. 原級に留まった時や卒業期限を延長した時は、原則として貸与を停止する。

## 奨学生出願手続

1. 本会奨学生を志望するには、在学する学校の学校長に願書を提出し推薦を受けなければならない。手続きは、学校から本会所定の「奨学生願書」の交付を受け、本人と連帯保証人が必要事項を記入し、写真を貼付した上で学校に提出すること。健康診断書は学校指定の様式でも可能。
2. 学校長は本会奨学生志望者から願書の提出を受け、これを推薦すべき者と認めた時は本会所定の「奨学生推薦調書」に必要事項、特に推薦事由を詳しく記入し、願書と共に本会宛に提出すること。

## 奨学生の採否決定及び通知

1. 被推薦者について、本会の選考委員会において人物・学業成績・健康状態・家庭状況など各方面から検討して決定する。又、必要に応じて面接を行う。
2. 本会奨学生の採否が決定した時は、学校長を通じて本人に通知する。

## 奨学金の返還

1. 借用証書の提出  
貸与学生は卒業前に在学学校長を経て「奨学金借用証書」を提出しなければならない。なお、借用証書には連帯保証人の他に、連帯保証人とは別家計の保証人1名が必要となる。
2. 返 還 方 法 …… 卒業後6ヶ月間は返還を猶予する。  
《返還開始》卒業1年目の10月から返還を開始すること。  
《返還期間》借受期間の3～5倍以内の期間で本人が返還計画を提出すること。  
《返還方法》毎月払、年4回払、年2回払の中から本人が選択できる。
3. 返還猶予について  
貸与学生のうち上級学校への進学、あるいは疾病その他正当の事由がある場合は当会所定の「返還猶予申請書」とその関連機関の証明書等を一緒に提出の後、本会で承認がされれば相当期間の猶予が受けられる。
4. 利息  
返還に際して利息は不要である。

以 上

2019年3月1日